独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	株式会社ジャパンディスプレイ	コード	6740
提出日	2020/8/4	異動（予定）日	2020/8/26
独立役員届出書の提出理由	2020年8月26日開催予定の当社株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため		

☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	中野　伸之	社外取締役															新任	
2	粂田　良輔	社外取締役	○													○		有
3	東　　伸之	社外取締役																
4	小関　珠音	社外取締役	○													○	新任	有
5	川嶋　俊昭	社外取締役	○													○	新任	有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		大手商社やメーカーでの豊富な経営経験を有し、株式会社INCJ執行役員として投資先企業への経営サポート等を通じた高度な経営的見識を有しております。2018年６月から2020年３月まで社外取締役として、グローバルなビジネス視点からの経営への助言や業務執行に対する適切な監督をいただいておりました。2020年６月に株式会社INCJを退社し、独立した客観的な立場から経営への助言や業務執行に対する適切な監督をいただくことで、当社取締役会の更なる機能強化が期待されるため、社外取締役として適任であると判断しています。
2	該当なし	電子ディスプレイ、電子部品、先端ナノ・テクノロジーの各分野で、グローバルの販売・マーケティングや企業経営に携わっており、豊富な経営経験と多くの実績を有しております。2019年６月より当社社外取締役として取締役会において、グローバルなビジネス視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督をいただいており、当社取締役会の更なる機能強化が期待されるため、社外取締役として適任であると判断しています。 粂田良輔氏については上記aからlのいずれにも該当せず、また、当社コーポレートガバナンス基本方針に定める独立性判断基準（4. 補足説明参照）も踏まえ、独立役員としての要件を十分に充たしていると判断しています。
3		証券会社や投資会社において投資事業や経営リスク管理に関する豊富な経験を有し、投資先企業への経営サポートを通じた高度な経営的見識を有しております。2017年６月から2018年６月まで及び2020年３月より当社の社外取締役として経営監督の任に当たっており、取締役会において経営への助言や業務執行に対する適切な監督をいただくことが期待されるため、社外取締役として適任であると判断しています。
4	該当なし	大阪市立大学大学院の准教授及び山形大学の産学連携准教授として、イノベーション、ビジネスモデル、大学発ベンチャー、クリエイティビティ等を研究テーマとして研究すると同時に、複数のベンチャー企業の創業及び経営に携わり、経営に関する高度な専門知識のほか、豊富な経営経験を有しています。過去には、企業提携と市場創造について有機EL分野における事例を研究した書籍執筆経験があり、ディスプレイ市場環境にも見識を有しております。これらの専門知識及び経験により、独立社外取締役として業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社に対する客観的、専門的な助言と監督が期待されるため、社外取締役として適任であると判断しています。 小関珠音氏については上記aからlのいずれにも該当せず、また、当社コーポレートガバナンス基本方針に定める独立性判断基準（4. 補足説明参照）も踏まえ、独立役員としての要件を十分に充たしていると判断しています。
5	該当なし	長年にわたる公認会計士及び金融機関における財務面での業務執行に係る幅広い経験と実績から、専門的な知識、高い見識を有しており、旧株式会社ジャパンディスプレイを含めて2012年から独立社外監査役として取締役の業務執行を監査いただいております。業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、経営への助言や監督が期待されるため、社外取締役として適任であると判断しています。 川嶋俊昭氏については上記aからlのいずれにも該当せず、また、当社コーポレートガバナンス基本方針に定める独立性判断基準（4. 補足説明参照）も踏まえ、独立役員としての要件を十分に充たしていると判断しています。

４．補足説明

当社は、コーポレートガバナンス基本方針において、社外取締役の独立性の判断基準について、次のとおり定めています。

当社は、会社法に定める社外取締役の要件を満たして社外取締役として選任された者の中から、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者（具体的には次の要件に該当しない者）を、独立社外取締役として選定する。
ａ．当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
ｂ．当社の主要な取引先又はその業務執行者
ｃ．当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
ｄ．最近において上記のａ、ｂ又はｃの何れかに該当していた者
ｅ．次の（ｉ）から（iv）までの何れかに掲げる者の２親等内の親族
（ｉ）ａから前ｄまでに掲げる者
（ii）当社の子会社の業務執行者
（iii）当社の子会社の業務執行者でない取締役
（iv）最近において（ii）～（iii）又は当社の業務執行者に該当していた者

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。